

関西社会福祉学会・日本社会福祉学会関西地域ブロック

2023 年度年次大会  
自由研究発表要旨集

2024 年 3 月 2 日（土）桃山学院大学 和泉キャンパス

# 自由研究発表プログラム

## ◆第1分科会 会場：3-204

司会者：伊部 恭子（佛教大学） 全体統括者：伊藤 嘉余子（大阪公立大学）

10:00～10:05	分科会開始 司会者より説明	
10:05～10:35	木原 琴 (009729) 大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程	バングラデシュの児童養護施設における子どもの「施設経営」への多様な関わり ―質的調査をもとに子ども像、子どもの権利の捉え方を巡って―
10:35～11:05	岡部 茜 (008265) 大谷大学	自立援助ホームと若者への民間低額居住支援との差異

## ◆第2分科会 会場：3-205

司会者：樽井 康彦（龍谷大学） 全体統括者：阪口 春彦（龍谷大学短期大学部）

10:00～10:05	分科会開始 司会者より説明	
10:05～10:35	堀 祐輔 (010268) 立命館大学社会学研究科博士後期課程	「生活者」言説における社会福祉課題の検討 国会会議録の計量的テキスト分析
10:35～11:05	久保田 怜 (010089) 大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程	ケア付き高齢者住宅の「ケア」とは何か ―スウェーデンの安心住宅を事例として―
11:05～11:35	杉田 貴行 (008282) まるとケアプランセンター	事例集に見る認知症に対する行政機関の取り組みについて ―テキストマイニングによる考察―

## ◆第3分科会 会場：3-304

司会者：石川 久仁子（大阪人間科学大学） 全体統括者：松端 克文（武庫川女子大学）

10:00～10:05	分科会開始 司会者より説明	
10:05～10:35	大里 祥 (010166) 大阪公立大学大学院都市経営研究科博士後期課程	生活困窮者支援における支援者間の連携促進に向けたコンフリクト・マネジメントの考察
10:35～11:05	有松 玲 (010136) 立命館大学大学院先端総合学術研究科博士後期課程	パリ原則に基づく国内人権機関の設置 ―障がい者制度改革推進会議における議論の検証―
11:05～11:35	羅 傑夫 (010049) 同志社大学大学院社会学研究科博士後期課程	中国の非公認教会における外部社会向けの福祉活動に関する研究 ―西南部の「家庭教会」の2つの事例をもとに―

# 第 1 分科会

# バングラデシュの児童養護施設における子どもの「施設経営」への多様な関わり

## —質的調査をもとに子ども像、子どもの権利の捉え方を巡って—

大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程 木原琴 (009729)

[キーワード] 児童養護施設、子どもの権利、施設経営

### 1. 研究目的

**目的：**バングラデシュの児童養護施設（以下、施設）における職員の持つ子ども像、子どもの権利の捉え方を考察する。その際に、「施設経営」への子どもの関わり方の実態を明らかにする。以下にそれぞれの言葉の意味と施設経営に着目する理由を述べる。

子ども像とは、子どもをどのような存在として捉えているかである。具体的には、子どもの権利を巡る諸言説における、保護と自律（徳永 2005）や「子どもらしさ」の認識や「子どもである」ために付与されるべき特権についての議論があり（首藤 2022）、多様な側面を指す。子どもの権利は、この子ども像に基づいた捉え方を指す。また、施設での衣食住の保障への子どもの関わりを「施設経営」と表現する。これは、子どもが施設経営に実質的に関わる多様な姿があるからである。児童労働のような違法な労働ではなく、職員や子どもには認識のない可能性もある衣食住の保障への子どもの関わり全般を含む。具体的には子どもによる募金活動や日用品の調達に関する子どもと実親との繋がり方である。

子ども像、子どもの権利の捉え方を考察するために施設経営と子どもの関わりに着目する理由は、経営、すなわち労働は本来大人が関わる事柄とされることに関連する。子どもであるという理由から制限される労働に、曖昧ではあるが、職員が容認した上で子どもが関わる実態は、子ども像、子どもの権利の捉え方の考察の糸口となる。

**先行研究とその課題：**関連する研究として、発展途上国の施設へのボランティア観光や諸外国への支援を求める際の子どもの描写等がある。これらの研究で、日常生活に密着して質的に施設経営と子どもの関わりを捉えた研究は管見の限りない。本論文では、日々の生活における子どもの施設経営への多様な関わり方が把握されず、子ども像、子どもの権利の捉え方が認識されてこなかったことを課題とする。

### 2. 研究の視点および方法

**研究の視点：**社会構築主義の立場をとる。前提として、問題という現実が、「それが問題であると定義する人びとによる活動」（Spector and Kitsuse 1977=1990:117）によって構築される。加えて、子どもを生物学的な普遍的な存在としてではなく、社会的に構築される存在（Aries 1960=1980）と見なし、子どもが生活する具体的な状況に焦点を当て、子ども像を理解する。本研究は、国際的な援助を基本とする現場において、子どもの置かれている文脈、さらにその文脈の中で創られる子ども像を知るために有効な知見となり得る。

**研究方法：**参与観察と半構造化面接を採用した。施設経営と子どもの関わりは、当たり前

とされ認識していない事柄も含むため、参与観察を通して初めて把握することができる。  
また、面接にて観察した事象の理解をさらに深めるためである。

主な調査地、施設 B は、キリスト教主義に基づく政府認定 NGO が運営する大舎制の施設である。男女 60 名程度が入所する。ダッカ管区の農村部に位置する。

参与観察は施設 B にて職員と子どもを対象に 2022 年 8 月、2023 年 8 月にそれぞれ 1 ヶ月間滞在し実施した（予備調査 2018 年、2019 年に実施）。面接は施設 B の職員 12 名に 2023 年 8 月に実施した（表 1 参照）。また、施設の全体像をより掴むために他 3 施設での視察を実施した。

表 1 インタビュー協力者

職員番号	年齢	性別	勤務年数	時間
①	30代	男性	5年以上	1:21
②	30代	男性	3年以上	1:14
③	20代	女性	1年未満	1:36
④	30代	女性	1年未満	1:01
⑤	20代	女性	3年以上	1:35
⑥	20代	女性	1年未満	37
⑦	40代	女性	5年以上	50
⑧	40代	女性	3年以上	40
⑨	20代	女性	3年以上	39
⑩	20代	女性	5年以上	1:06
⑪	30代	女性	3年未満	38
⑫	30代	男性	3年未満	1:02

※匿名性の考慮のため12名の施設での役割、学歴、出身地等については記載を控える。

### 3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守した。調査は事前に施設 B の責任者及び協力者に研究を説明し書面にて同意を得た。視察を実施した施設 C,D,E にても事前にゲートキーパーを通して研究の趣旨を説明の上、視察時に改めて伝えインタビューに対する同意を得た。本研究は所属機関の倫理委員会の承認を得た上で実施した（登録番号 OUKS22027）。

### 4. 研究結果

衣食住の保障に関連して、子どもは施設経営と生活の安定の繋がりを体験的に感じている。子どもの施設経営との関わりは、職員の働きかけを背景に祈ることや仕えること、寄付を呼びかける活動に関わること、実家族にお願いすること等、多様な関わりがあった。

### 5. 考察

施設経営への子どもの多様な関わりから、子どもが援助を求める立場として抑圧される姿を捉えた。一方で、同時に、子どもが客体としてではなく主体となる姿も捉えた。

子どもの市場経済へのまきこまれ方から子どもの育ちを考察した南出（2014）はバングラデシュの子どもは、大人の働きかけのない領域において「社会的文化的人間として他者との関係を築く自律する個の本質」（南出 2014:14）が育つと指摘した。施設に入所する子どもは、職員の働きかけを背景に施設経営との多様な関わりを持つ。そこには本人、職員も意識しないままに半ば強要されるようなかたちで生産者となる姿があった。そして、それは子どもの自律を促すあり方であった。本研究では、大人の保護が必要な未熟な存在という子ども像以外に大人の保護を保障しきれない部分は、自律が促され適応を求められる存在という子ども像の側面が見えた。そして職員の捉える子どもの権利とは、大人が保護の保障が十分にできない部分において、子ども自らの適応を促す事柄として捉えられていた。

参考文献 Aries, P. (1960) *L'enfant et la vie familiale sous l'Ancient Régime*, Plon, Edition de Seuil, Paris. (=1980,杉山光信・杉山恵美子訳『〈子供〉の誕生』みすず書房.) / 首藤美香子 (2022) 「欧米の子ども期研究 (Childhood Studies) の動向と課題 (1):子どもの権利論から子ども期研究の方向性を探る」『白梅学園大学・白梅学園短期大学紀要』58, 57-74./南出和余 (2014) 『『子ども域』の人類学: バングラデシュ農村社会の子どもたち』昭和堂./Spector, Malcom and Kitsuse, John. I. (1977) *Constructing Social Problems*. Benjamin Cummings Publishing Company (=1990, 村上直之他訳『社会問題の構築—ラベリング理論をこえて—』マルジュ社.) / 徳永幸子 (2005) 「子どもの権利保障における関係の概念としての自己決定権の固有性」『活水論文集』48, 17-32.

# 自立援助ホームと若者への民間低額居住支援との差異

大谷大学 岡部 茜 (8265)

キーワード：自立援助ホーム、居住支援、若者支援

## 1. 研究目的

2000年代以降、日本の若者支援政策・実践は主に就労支援や居場所支援として取り組まれ、研究でもそれらが重要な検討事項となった（例えば田中・萩原編 2012、宮本編 2015）。これらの通所型の支援は、離家支援の機能が弱く、家族による扶養が期待できない若者はその支援から排除されやすい状況にあった。また、これは家族に頼ることができない若者だけでなく、家族扶養が一定期待できる若者にも困難を生じさせるものである。なぜならば、離家が進まず家族と若者が同居し続けることは、家族扶養のもとに若者の困難を潜在化させるだけでなく、若者と家族の間の葛藤を生じさせ、生活や就労をさらに困難にする危険性があるからであり、離家支援の検討・整備は喫緊の課題であるといえる。

そこで本研究は、離家支援としての居住支援に注目する。若者が利用できる既存の制度化された居住支援は、自立援助ホームや障害者福祉制度におけるグループホーム、生活困窮者自立支援事業の一時生活支援事業、居住支援法人による支援など、いくつか存在する。しかしながら、そうした場を利用できない若者がおり、対応するために民間団体が若者を対象とした低額の居住支援事業を寄付や助成金などにより運営している状況がある。では、なぜ既存の制度を利用することが難しい若者がいるのだろうか。この点が明らかにされなければ、既存制度の効果や新たな制度の検討を精緻に行うことは難しい。したがって、本研究では既存制度と民間の若者への低額居住支援事業の差異を分析し、既存制度の対応範囲や課題を明らかにすることを目的とする。

## 2. 研究の視点および方法

研究の視点：既存制度のなかで、特に若者層を対象とした居住支援機能を有する事業が自立援助ホーム事業である。自立援助ホームは、児童福祉法第6条の3第と同法第33条の6で、児童自立生活援助事業として位置付けられており、義務教育終了後、他の社会的養護の措置を解除された若者及び都道府県知事が認めた若者に自立のための支援を行う事業だとされている。自立援助ホームは、その出発時点において制度外に置かれた若者の生活の「最後の砦」として事業化された経緯がある。一方、民間の若者への低額居住支援団体に聞き取りを行うと、社会的養護のアフターケアを一つの事業のきっかけとしながらも自立援助ホーム事業とは別の形での運営を選んでいる団体が複数ある。そこで、本研究ではこの両者の差異に注目し、既存制度の課題や対象を検討することとする。

研究方法：ここでは、民間の若者への居住支援団体に質問紙をインターネットで配布、回収する方法で実施した調査結果を分析する。質問紙は2023年8月～10月に配布・回収し、回答された内容を明確にするために回収後、適宜補足的にメールや口頭で聞き取りを行った。対象団体は、既存の制度に則らずに任意事業として若者への居住支援を行っている民間団体のうち、「若者居住支援団体交流会」に参加する団体及び参加団体とつながりのある団体である。対象となった12団体中11団体から回答を得た。質問紙は多肢選択式を主とした65の設題により構成し、団体、若者、事業にそれぞれについての回答を得た。

### 3. 倫理的配慮

本調査研究は大谷大学研究倫理規定および研究倫理ガイドライン、日本社会福祉学会研究倫理規定を遵守し実施した。

### 4. 研究結果

#### \*低額居住支援団体の事業形態

調査対象の法人形態は、NPO法人が7団体、一般社団法人が3団体、任意団体が1団体である。11団体中、住宅確保要配慮者居住支援法人として登録している団体は3団体であった。居住場所の形態としては、シェアハウス型と一人暮らし型があった。

#### \*低額居住支援団体が自立援助ホーム事業として実施していない理由

低額居住支援団体が自立援助ホーム事業として実施していない背景には、消極的理由と積極的理由がある。消極的理由は、自立援助ホームとして実施を望むものの条件が合わずに取り組めないというものであり、本調査では①資源の不足、②自治体における理由の2点があった。積極的理由は、自立援助ホーム事業化を避ける要因となるものであり、③適合しない若者の状況、④活動の自律性、⑤制度への課題認識、の3点があった。複数の理由を挙げている団体があるが、最も多く挙げられた理由は③で8団体であった。③については、年齢、制度対象外、共同生活の拒否、「施設」への忌避感、などがあげられていた。

### 5. 考察

本調査の結果から、現行の制度外の若者への居住支援事業が自立援助ホーム事業ではない形で実践に取り組んでいる積極的理由には、対応可能年齢や、社会的養護の制度外の若者も利用できること、居住場所の形態、「施設」へ忌避感を持つ若者への対応などがあることが明らかになった。

### 文献

田中治彦・萩原建次郎編（2014）『若者の居場所と参加』東洋館出版社。

宮本みち子編（2015）『すべての若者が生きられる未来を』岩波書店。

## 第 2 分科会

# 「生活者」言説における社会福祉課題の検討

## 国会会議録の計量的テキスト分析

立命館大学社会学研究科博士後期課程 堀祐輔 (010268)

〔キーワード〕 生活者、計量的テキスト分析、国会会議録

### 1. 研究目的

「生活者」の視点は社会福祉において常に意識されるものである。「生活者」の「日常生活の危機的状況のなかから、課題を整理し、問題を発見してその解決を迫る」という「発想法」（一番ヶ瀬 1998：95）は生活福祉の枠組みだけでなく、現在の社会福祉学・ソーシャルワークにも継承される共通認識だといえる。この「生活者」概念は、1990年代に現れた「政治家の使う『生活者』」への「対抗的視点（オルタナティブ）」の提起でもあった（天野 1996:238）。研究領域ではこのようなオルタナティブの「生活者」概念が模索されてきた一方で、政治家らの「オリジナル」の言説は見逃されがちであった。

そこで本稿は、政治家らが言葉を交わす場である帝国議会・国会会議録（以下、会議録）の「生活者」言説を分析対象に、計量的テキスト分析によって質的分析の中立性と客観性を担保しつつ、「生活者」がどのように語られてきたのかを明らかにすることを目的とした。

### 2. 研究の視点および方法

本稿では、会議録の「生活者」を含む 7,286 件（1932-2022 年）のデータを分析対象とした。「生活者」の発言（出現）数は 9,539 回であった。データ取得は、帝国議会会議録検索システム（<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/>）・国会会議録検索システム（<https://kokkai.ndl.go.jp/>）および外部提供インターフェイス（Application Programming Interface：API）を利用した。

分析では、計量的テキスト分析（テキストマイニング）ツールの KHcoder を用いた。主に使用した KHcoder の機能は共起ネットワーク、コーディング・クロス集計である。分析は次の 4 段階で行った。①「年次推移のグラフ化」によって「生活者」言説の拡大時期を可視化し、傾向を分析した。年次推移で検討した拡大時期を対象に②「共起ネットワーク」を生成し、言説のテーマを把握した。共起ネットワークとは、頻繁に一緒に出現（共起）する語を線で結んだ図である。③共起ネットワークを見取り図にした「原文の分析」を通して、具体的な文脈を確認することで「生活者」言説の歴史性・政治性を検討した。最後に④共起ネットワーク・原文分析を参考にコーディングルールを作成し、「コーディング・クロス集計」を行うことで、言説の変遷を可視化した。

### 3. 倫理的配慮

本研究は一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守し、実施した。

## 4. 研究結果

「生活者」の発言量に長期的傾向はなく、短期的な増減が見られた。瞬間的に増減した6つの時期を対象に共起ネットワークを生成した。各時期とその特徴は、(1) 1947年(都市の食糧問題)、(2) 1974年(物価スライド制導入)、(3) 1990(消費税導入)、(4) 1993年(細川内閣発足)、(5) 2009年(消費者庁設立)、(6) 2016年(年金生活者支援給付金議論)である。このうち「生活者」言説が顕著に現れている(1) - (4)を対象に原文を分析した。

敗戦直後の「生活者」言説は、都市における俸給生活者の食糧不足・物価高騰を問題としていた。俸給生活者すなわち労働者が議論の中心となったのは、戦後の混乱のなかで激化する労働組合運動への対策が講じられたからであった。1970年代初頭にテーマは年金生活者へと移り、インフレの解決策として年金制度への物価スライド制導入の議論が中心であった。オイルショック後には母子家庭、障害者、生活保護世帯などの福祉的テーマへと言説は拡大した。1990年代には消費税という所得とは無関係に負担を課す税制が導入されたことで「生活者」は国民全体を指し始めた。さらに日米貿易摩擦の解消に向けて同時期に開催されていた日米構造協議の要求に応じた政策を推進するため「生活者重視」や「生活大国」が標語のように用いられた。

生活保障という観点からすれば、「生活者」が福祉的な問題を扱っていたのはオイルショック前後のみであった。「生活者」は必ずしも福祉と関連した言説ではなく、労働組合運動や消費税導入、日米貿易摩擦といった政治的・経済的要因により変容する言説であった。

最後に、コーディング・クロス集計により「生活者」言説の変遷を検討した。「生活者」のフレーミングは、俸給生活者・年金生活者などの特定の人々を取り上げる一方で、母子家庭、障害者、若者、子ども、貧困、ホームレスなどの問題をほとんど捉えていなかった。

## 5. 考察

会議録における「生活者」は政治的意図をもって使用された言葉であり、福祉的問題はほとんど含まれてこなかった。敗戦直後から俸給生活者や労働組合運動を問題としてきた時期も、日米貿易摩擦の解消を狙って政策の標語となった1990年代も、「生活者」のフレーミングは社会福祉が対象とすべき最も生活苦を抱える人々の問題を見落としてきた。つまり、貧困やホームレスといった経済的困窮、日常生活基盤の欠損は問題とみなされなかったのである。「生活者」は時々の政治的課題を解決するための言葉であり、人々の日常的・福祉的課題を隠蔽する傾向があった。本研究の意義は、「生活者」言説の歴史性・政治性を明らかにしたことである。政治家らの「オリジナル」の言説が明らかになったことで、オルタナティブな「生活者」概念の精緻化・明晰化が可能となるだろう。

### 【参考文献】

- 天野正子(1996)『「生活者」とはだれか——自律的市民像の系譜』中央公論社。
- 一番ヶ瀬康子(1998)『生活福祉の成立』ドメス出版。

# ケア付き高齢者住宅の「ケア」とは何か

## ―スウェーデンの安心住宅を事例として―

大阪大学大学院人間科学研究科博士後期課程 久保田 怜 (010089)

キーワード：高齢者住宅 ケア 高齢者介護

### 1. 研究目的

高齢化や単身高齢者が増加する中で、高齢期の住まいは、施設(特別養護老人ホーム)か在宅(自宅)の二極分化した選択肢ではなくなっている。これらは、24 時間の介護サービスが提供される「施設系サービス」(特養や認知症グループホームなど)と、見守りや生活支援のサービスが付随し、介護サービスは必要な分だけ外部から利用する「自宅系サービス」(ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームなど)に大別される(井上 2016)。その性質上、施設系サービスは中重度者向け、自宅系サービスは軽中度者向けとされている。自宅系サービスは、自宅と施設の中間的な位置づけとして「ケア付き高齢者住宅」という言葉が用いられることもある。特に 2015 年の介護保険制度の改正により特養への入居が要介護 3 以上に引き上げられたことで、見守りや軽度のサポートを必要とする高齢者にとって、ケア付き高齢者住宅は注目を集めている。

一方のスウェーデンにおいても、自治体運営の施設系サービスの削減、入居の厳格化が進み、孤独や不安を抱える高齢者に対して家族介護の増加が指摘されるようになり、またその代替として、ケア付き高齢者住宅(安心住宅<sup>1</sup>やシニア住宅など)が期待されている。

しかし、両国においてケア付き高齢者住宅での生活やケアに関する研究は発展途上である。そもそもケア付き高齢者住宅のケアは、単に見守りや生活支援サービスだけを指すのか。そこで提供されているケアや求められるケアには、居宅介護や施設介護とは異なるケアの特徴があるのではないだろうか。そこで本研究の目的は、スウェーデンのケア付き高齢者住宅で行われるケアの特徴を職員の視点と利用者の視点の双方から明らかにすることである。それにより日本の実践ならびに今後実施する日本調査への示唆を得る。

### 2. 研究の視点および方法

調査対象はスウェーデン西部に位置する X コミューン(地方自治体)が運営する安心住宅 Y である。調査期間は 2023 年 12 月である。調査方法は職員への半構造化インタビュー調査(約 1 時間)と参与観察調査である。インタビュー調査協力者は、職員 3 名(男性 1 名、女性 2 名)である。参与観察調査は平日 5 日間、9 時 30 分から 16 時まで実施した。そしてインタビューや参与観察で得られたデータをもとに、ケアの内容について抽出した。

### 3. 倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会研究倫理規定を遵守して実施し、調査対象者が特定されない

ように配慮している。また、大阪大学大学院人間科学研究科・共生学系研究倫理委員会の承認を受けている(承認番号・OUKS2326)。

#### 4. 研究結果

職員たちの語りや実際のケアの中心には、「安心住宅はホテルや病院ではない、高齢者本人もお客さんや患者ではない」(職員 A、職員 B)という認識があった。そのため「できることをやってもらうようにしている」(職員 B)と話した。特に職員 A は毎日実施されるアクティビティのアレンジを担っており、その中で入居者の出来ることを引き出していた。例えばある入居者にはクイズ問題を作成してもらい、事前に打ち合わせを行いアクティビティの担い手として参加させることもあった。また職員 A は「入居者に依頼されていなくても積極的に生活上のアイデア(情報機器の紹介など)を提供するようにしている」と話した。その背景には耳が聞こえなくなるなど身体機能が低下していく中で、入居者は悲観的な考えになることが多いため、積極的な声掛けを図っているとのことだった。実際に職員 A は自身の仕事を説明する際、「mood manager」という言葉を用いた。

さらに、安心住宅 Y では利用者の参加や主体性を引き出すためにテクノロジーを多く活用していた。リビングルームや各フロアに 1 日のスケジュールと食事メニュー、勤務スタッフが書かれたモニターが置かれており、それにより「入居者は自らで今日のアクティビティやスケジュールを確認するようになった。以前はその都度呼び出しボタンが押されており職員の負担の軽減にもつながっている」(職員 B、C)と話した。

しかし、職員は入居者のできることを重要視する一方で、それは入居者の依頼を断ることも意味しており、関係性がうまく構築できないといったジレンマも抱えていた。

#### 5. 考察

安心住宅は、身体や認知機能に低下が見られるものの介護ニーズは重度ではない高齢者の住まいであるため、そこでのケアは「入居者の出来ることを引き出す／増やすケア」であり、「手を出しすぎないケア」(石黒 2018)であった。一方で入居者は身体機能の低下や他者が老いていく過程を見ることで孤独や不安を感じる事が多く、職員には入居者の想いに応えるケアと手を出しすぎないケアのバランスが求められていた。

#### 参考文献

- 井上由起子,2016,「高齢期の「住まい」をめぐる制度上の課題」『都市住宅学』,93: 27-31.  
石黒暢,2018「「手を出しすぎないケア」のあり方—デンマークの高齢者介護における自立支援—」『IDUN—北欧研究』,23: 237-249.

---

<sup>1</sup> 安心住宅(trygghetsboende)とは、一般住宅と介護付き特別住宅(24時間体制の介護施設)の中間的な位置づけとして提案された住まいである。不安や孤独、孤立を感じる 70 歳以上の高齢者を対象とし、居室と共用スペース、一定時間のスタッフの配置、セキュリティアラームの設置が義務づけられている。コミュニケーションや営利企業が運営する。原則、入居にはコミュニケーションによる判定の必要はない。

# 事例集に見る認知症に対する行政機関の取り組みについて

## ーテキストマイニングによる考察ー

まるもとケアプランセンター 介護支援専門員 杉田 貴行 (008282)

キーワード：認知症、事例集、テキストマイニング

### 1. 研究目的

認知症とは、障害や脳の病気といったいろいろな原因により認知機能が低下して、日常生活が困難な状態になることである。「厚生労働省 知ることからはじめよう みんなのメンタルヘルス総合サイト『認知症』」によれば、今後も高齢化が進むにつれて認知症患者は増加し、2025年には約700万人（高齢者の約5人に1人）が認知症になると予想されている。社会保障審議会介護保険部会（第78回）参考資料では、令和2年日本における65歳以上の認知症の人の数は推計で約602～631万人になることが示されている。本報告では、事例集から行政機関による認知症に対する取り組みに関して、テキストマイニングの手法を用いて整理し検討したものである。

### 2. 研究の視点および方法

本報告では厚生労働省がホームページ上で公開している「平成27年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分) (区分番号) 29 認知症疾患医療センターの実態に関する調査研究事業 報告書(別冊)」(平成28年3月、全109ページ)をテキストとして用い、テキストマイニングの手法を利用して、都道府県・政令指定都市などの行政機関による認知症の取り組みに関して検討することとした。分析に使用する品詞として、「名詞」「サ変名詞」および「強制抽出名詞」を選択した。それぞれの出現数30以上をデータとして採用し、テキストマイニングソフト KH Coder (Ver.3. beta. 03d) を利用して、対応分析、多次元尺度構成法(2次元)、クラスター分析、共起ネットワーク、自己組織化マップなどの方法を用いて分析を実施した。なお、出現数が30以上であっても他の語との結びつきがない場合は、自動的にデータから排除された。

### 3. 倫理的配慮

本報告は厚生労働省により公表された個人を同定するデータが除去された統計データを基に分析を実施した。また、分析は個人を抽出するのではなく集計値や記事から全体の傾向を対象とし必要な倫理的な配慮を十分に払いデータの内容の取扱いに関しては日本社会福祉学会研究倫理を遵守した。本発表に関連して開示すべきCOIはない。

### 4. 研究結果

今回のデータは、総抽出語数(使用)19,375(8.326)、異なり語数(使用)2,000(1,557)であり、集計単位としてのケース数は、文1,331、段落1,326、文書数の平均5.03、文書数の標準偏差16.84、出現回数の平均5.35、出現回数の標準偏差17.82であった。対応分析の結果からは、「介護」「支援」「検討」「体制」が中心に位置づけられていること

が見て取れた。多次元尺度構成法（2次元）では、「医療」「地域」「実施」「認知」が空間上の位置の中心に近いことが確認された。クラスター分析では、「地域連携」「拠点」「機能」などの結びつきのあることが見られた。共起ネットワークにおいては、「疾患」「医療センター」「運営」「事業」「認知」などのつながりの強いことが示された。また、自己組織化マップにおいては、「年度」「実施」「研修」「開催」「クリニック」が同じカテゴリーであることが確認された。

## 5. 考察

本報告の各分析の名詞の結びつきなどの結果から、認知症に対する取り組みに関しては多様な主体が連携する必要性のあることが推察された。認知症への取り組みは医療・介護の問題と認識されがちである。本報告の分析結果から、認知症対策が医療・介護サービスだけという認識でよいのかどうか、認知症への取り組みを医療・介護の問題と考える狭い視野での対応が推察された。本報告から、認知症の人が地域で暮らす際、専門的な診断を通じて状況を把握し、介護サービスを使った生活支援や進行防止に取り組む状況も示唆された。それ故、主治医や地域包括支援センターなど医療・介護サービスの関係機関が連携する必要性が出てくる。認知症に関する臨床・生活のデータの収集、地域での事例を共有したりする都道府県や政令指定都市などの行政機関の役割は大きい、自治体、特に地域住民に身近な市町村が地域の実情に応じた体制を整備しなければならないことも推察された。認知症には、全ての記憶や感性などの喪失だけではなく、記憶を失うことの不安などがBPSD（行動・心理症状）の状態がある。社会全体で依然として認知症は何も理解できない人というイメージがあるため、認知症の人の生きづらい社会状況も存在する。認知症になっても一人の人間として尊厳と権利が保障される考え方、認知症の人が地域で暮らしやすい地域社会を構築する必要性も認識された。認知症の人の生きにくさを考慮する上で、本報告でも出てきた「地域連携」「体制」「研修」「実施」「開催」という言葉などから予防の大切さも示唆された。社会参加、生活習慣病の対策などで発症を予防する可能性、また認知症を発症させないのではなく、万一認知症の症状が発生しても、進行を遅らせるという視点で、予防とは何かという意味を熟慮して、認知症の人の社会生活上の困難さに考慮する施策を各行政機関が検討し、実施していかなければならないことがあらためて理解された。

## 6. 結論

各都道府県・市町村の認知症の利用者に対する支援として、認知症の鑑別診断や認知症の行動・心理症状（BPSD）対応を行う専門医療機関や身体合併症への対応を行う医療機関の協力のもと、個別事例から浮かび上がる認知症に関する地域課題の検討・解決を行うことが望ましいと示唆された。そのためには、都道府県や市町村が中心となって、一定の医療圏単位で認知症に関わる医療機関と圏域内の市町村の地域包括支援センター等の場を設置し、地域における情報共有ツール等、認知症医療と介護の連携での適切かつ迅速な情報共有や協働が必要だと推測された。

# 第 3 分科会

# 生活困窮者支援における支援者間の連携促進に向けた コンフリクト・マネジメントの考察

大阪公立大学大学院都市経営研究科博士後期課程 大里 祥 (010166)

キーワード：生活困窮者支援、連携、コンフリクト・マネジメント

## 1. 研究目的

本研究は、生活困窮者支援における包括的支援の相談窓口である自立相談支援機関の職員が、所属組織内および各支援関係機関との連携にあたって生じるコンフリクトとそのマネジメントの実態と課題を明らかにすることを目的とする。

自立相談支援機関の職員と各支援関係機関との連携にあたっては、生活困窮者自立支援制度自体の成り立ちが新しいこともあり、各機関との関係性の構築が必要となる。また、連携対象の分野が広いことや、組織形態が多様なため、連携に課題を抱えている場合が多く、コンフリクトは不可避である。したがって、コンフリクトやそのマネジメントの実態や課題を明らかにすることは、生活困窮者支援における支援者間の連携の促進に寄与するものと考えられる。

## 2. 研究の視点および方法

全国6市（一般市、中核市、政令指定都市）の自立相談支援機関職員（主任、相談支援員、就労支援員）の16名に対して半構造化面接を行った。面接内容は、Leutz（1999）が設定した連携（work with the other side）のフレームワークに基づき、連携にあたって生じるコンフリクトおよびそのマネジメントをたずねた。

逐語記録をもとに、コンフリクトやその可能性を表したものと、そのマネジメントについて表現されている文言、文節を抽出した。そして、類似する内容をフレームワークにそって分類するとともに、Rodriguez（2005）の連携の促進・阻害要因（対人関係、組織的、制度的要因）を参考に、各要因を分析した。

## 3. 倫理的配慮

本研究にあたっては、大阪公立大学大学院都市経営研究科の倫理審査委員会の承認を得ている。また、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程にのっとり、実施した。なお、本発表に関連して、開示すべき利益相反（COI）はない。

## 4. 研究結果

連携の促進・阻害要因のうち、対人関係要因では、コミュニケーションの技能に関わる点として、連携相手のつなぐ意図が分からない場合や、つなぐ際の対応が高圧的な場合等にコンフリクトが生じていた。また、相手の特性を知っていることは信頼関係を築く上で重要であった。

組織的要因では、部署間の物理的な距離の遠さ、人員不足等の資源を要因とするコンフリクトが多くみられた。また、前例にない事例の対応への躊躇、情報発信の必要性等の組織理念や文化の違いを要因とするものがあつた。そして、行政内部の連携不足等、組織構

造の要因もあげられており、組織によっては人事交流等によってマネジメントをしていた。

制度的要因では、専門性をめぐり、各分野の自律性の強弱がいずれもコンフリクトの要因としてあがっていた。生活保護や教育・学校分野等、制度的枠組みが明確で、自律性の強い分野との連携については、「制度変更による支援の途切れ」、「中で完結」といった発言がみられた。一方で、重層的支援のような自律性の弱い分野との連携では、「対象領域が曖昧」といった語りがあった。なお、生活保護とは一部、対象者が重なっている事業もあり、お互いの関わりをめぐって「制度の線引きが曖昧」のような発言もあった。また、社会的な要因として、委託元・先との関係の発言が多くあった。そして、文化的な要因では、生活保護分野との自立の捉え方をめぐる違い等があった。

その他、いずれの要因に当てはまらないものとして、利用者のニーズに関わることや、労働や住宅といった分野との経済性をめぐるコンフリクトがあった。さらに、コンフリクトの要因が単独ではなく、それぞれが重なり合っているものもみられた。

## 5. 考察

本調査を通じて、コンフリクトの要因は多岐にわたり、また各要因が重なり合うものも多いことがわかった。

生活保護分野との連携を例にすると、相談と給付の比重の違いや、自立の捉え方をめぐって制度的、組織的要因を起因とするコンフリクトが顕著にみられた。今後、両分野では従来から共通で利用できる就労支援に加え、就労準備支援、家計改善支援等の共通利用が予定されており、連携におけるコンフリクトがより増えていくことが予測される。その際には、支援の連続性の確保や自立の捉え方の差をいかに解消していくかが課題となると考える。

また、コンフリクト・マネジメントについて、単独の要因のみならず、複合的な要因に働きかけることで対処していく必要があると考える。

研究の課題について、今調査は生活困窮者支援分野に限定しているが、医療保健領域に比べて、福祉領域では連携にあたって生じるコンフリクト・マネジメントの実証研究が一般的に少ない。したがって、高齢、障害、子ども分野等、各分野において研究をすすめることが、支援者間の連携促進の検討にあたって必要と考えている。

### 【参考文献】

Leutz,W.N.(1999)Five Laws for Integrating Medical and Social Services:Lessons from the United States and the United Kingdom,The Milbank Quarterly,77 (1),77-110.

San,Martin-Rodriguez.,Beaulieu.MD.,D'Amour.D. and Ferrada-Videla.M.(2005)The Determinants of Successful Collaboration:A Review of Theoretical and Empirical Studies,Journal of Interprofessional Care,1(May),132-147.

\*本研究は、大阪公立大学「2023年度先端的都市研究拠点共同利用・共同研究事業」及び「2023年度戦略的研究推進事業（学内公募型研究助成）重点研究支援」の一部である。

# パリ原則に基づく国内人権機関の設置 —障がい者制度改革推進会議における議論の検証—

立命館大学大学院先端総合学術研究科博士後期課程 有松 玲 (010136)  
キーワード：国内人権機関・障害者制度改革・障害者政策

## 1. 研究目的

国連障害者権利条約権利委員会は2022年8月日本の障害者制度の審査を行い、同9月9日総括所見（勧告）を出した。日本の障害者制度をパターンナリズムであると断じ、パリ原則に基づく国内人権機関の設立と権利条約に見合う制度の再構築を勧告した。総括所見を受けた直後には、勧告の国内実施を求める運動が高まり、特に国内人権機関の設置を求める機運も高まった（「権利委員会勧告から障害者政策の根本改革へ」『すべての人の社会』2023年1月2-7）。しかし今日、国内実施・国内人権機関の設置は十分課題化されているとはいえない（『すべての人の社会』2024年1月）。

本研究は、権利条約に見合う障害者制度を再構築する政策の実現にとって国内人権機関の設置が重要であることを確認するために、障がい者制度改革推進会議（以下推進会議）とその下の差別禁止部会（以下部会）の国内人権機関設置に関する議論を検証する。

## 2. 研究の視点および方法

2010年から2013年に主に行われた障害者制度改革は、権利条約に見合う障害者制度の実現をめざして当事者参画でおこなわれた。推進会議では国内人権機関に関する議論が初めて当事者によってなされ多くのマイノリティが期待したが、結果的に審議会である障害者政策委員会という形になり、国内人権機関は設置されなかった。

総括所見の国内実施をめざしパリ原則による人権機関を設置するために重要な作業は、推進会議における議論の検証である。なぜなら第一に、権利委員会が審査対象にして勧告を出した障害者制度は制度改革の結果としての制度であり、第二に、総括所見では制度の再構築・権利機関の設置は当事者参画でという文言が至る所に入っているため、次の制度改革も当事者参画による政策形成になることは必定である。

本研究はまず、パリ原則による人権機関の原則や機能について検討する。次に、推進会議における重要課題の一つがパリ原則による人権機関の設置であったことに鑑み、推進会議の議事録・資料の全てから人権機関に関する発言を抜き出し検討する。この二つの事柄を交錯させて推進会議でおこなわれた人権機関設置に関する議論の流れ、経過、結果について検証する。

## 3. 倫理的配慮

すでに公開されている資料・議事録及び文献を対象にしている。日本社会福祉学会の「研究倫理規定」及び「研究倫理規定にもとづくガイドライン」に則して実施する。なを、本研究に関連したCOIは生じない。

## 4. 研究結果

### (1) パリ原則による国内人権機関

今日 120 カ国以上の国にパリ原則（国内人権機関の地位に関する原則）による国内人権機関があり、何らかの差別禁止法がある。パリ原則による国内人権機関は、人権に関する権限が集中するがゆえに三権からの独立が明記されている。この独立性は財源、活動、権限、構成員の任命などすべてに及ぶものである。この独立性とともに重要なのが多様性である。各種部署に多様な人材が保障されることで権限を発揮できるとする。

パリ原則による国内人権機関の主な機能は以下の 4 点である。第一に人権救済機能である。差別禁止法の必須機能である。第二に政策提言・勧告機能である。モニタリングはこの機能の一つの側面である。GANHRI(国内人権機関世界連合) により A 評価を受けた人権機関の政策実現性は高い。第三に人権教育機能、第四に国際協力機能である。

### (2) 推進会議においてパリ原則による国内人権機関の設置はどのように語られたか

第 2 回推進会議は権利条約 33 条モニタリングに関係してモニタリング機関をどうするかという話がなされ、パリ原則を提起した委員もいたが、国内人権機関の機能としてのモニタリングという論点はなかった。第 4 回では差別禁止法に関連して救済機関とモニタリング機関のすみわけ、すなわち推進会議ではどちらを作るのか、部会で救済機関を作るのかなどの議論がなされた。そして、第 9 回 12・13・16 回などで小刻みに話し合い、モニタリング機関は内閣府に審議会を設置し、救済機関は部会で議論することになった。推進会議第 22 回でモニタリング機関は障害者政策委員会となり、差別禁止部会 19 回の議論では、救済機関も政策委員会とする意見が優勢だった。

## 5. 考察

2010 年からの障害者制度改革は権利条約に見合う障害者制度の抜本的改革という権利性の極めて高い障害者政策の実現を目指すものであった。手帳制度など医療モデルが多々あり、分離教育が進行し障害者虐待が増加している日本において、権利性の高い制度の実現のためには、パリ原則による国内人権機関の設置は重要なポイントであった。独立性・多様性・実働部分がない政策委員会にモニタリング機能と救済機能を期待するのは無理がある。また人権機関の政策実現機能を軽視したことで、パリ原則による国内人権機関の設置に向けた議論がなく、人権機関設置への動きがなかったことがパターンリズムと断じられた制度に至った一つの理由である。日本弁護士連合会第 62 回人権擁護大会で、韓国国家人権委員会元事務総長であった曹永鮮は以下のように、政治の在り方に左右される障害者政策の継続的実現においても国内人権機関は必要であるとした。「韓国では 2001 年に国家人権委員会が設置され 2007 年に障害者差別禁止法ができた。2009-2015 年は保守の李、朴政権となり暗黒時代を経験したが、文政権になり人権委員会は政策勧告を次々と打ち出しその 90% を実現させてきた。」（講演「大韓民国国家人権委員会の役割と現状」日本弁護士連合会編『国際水準の人権保障システムを日本に』明石書店 2020 年 236-244）

# 中国の非公認教会における外部社会向けの福祉活動に関する研究

## - 西南部の「家庭教会」の2つの事例をもとに -

同志社大学大学院社会学研究科博士後期課程 羅 傑夫 (010049)

〔キーワード〕 中国、家庭教会、福祉活動

### 1. 研究目的

本研究は、中国西南部における「家庭教会」の2つの福祉活動の事例分析を通じて、中国の非公認教会の外部社会向けの福祉活動の現状と課題を明らかにすることを目的とする。

### 2. 研究の視点および方法

改革開放以降、「非公認教会」としても知られる中国の「家庭教会」(House Churches)を取り巻く状況は改善され、徐々に福祉活動に参加し始めるようになった。これまでの先行研究(羅(2024)、徐(2016)、徐(2018))ではこれらの福祉活動の分野と特徴について簡単に紹介されているが、それぞれの福祉活動が実際に置かれている状況とそれにより生じている課題については、十分な議論や分析がなされてこなかった。本研究の研究方法は事例分析である。2023年7月から9月までの期間に、中国西南部にある5つの家庭教会の5名の聖職者(牧師、伝道者など)と3名の信徒を対象に半構造化インタビュー調査を行い、その中から外部社会向けの福祉活動に関する2つの事例を抽出し、分析を行う。

### 3. 倫理的配慮

本研究は同志社大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会にて承認されている(承認番号23006号)。対象者を特定化できないように匿名化している。「研究発表の要旨集掲載原稿」への投稿の時点で、調査は完了している。本発表に関して開示すべきCOIはない。

### 4. 研究結果

・事例1(高齢者福祉支援活動): 事例1は、2014年6月にSさんが1人で始めた活動である。Sさんが所属する家庭教会は、地域ごとにいくつかの信徒グループに分かれており、Sさんはそのうちの1つのグループのリーダーである。その後、グループの他の信徒たちもこの活動に参加し、母教会もこの活動を支援している。この活動の主なサービス対象は、Sさんが住むK市のある老人ホームの「L施設」の高齢者である。L施設は約30~40人の高齢者がおり、介護職員は6~7人しかいない。毎週水曜日と金曜日の昼間、Sさんたちは定期的にL施設を訪れ、そこの高齢者たちを励まし、文化的、精神的な生活を豊かにし、心理的及び信仰的なサポートを提供している。主にキリスト教の賛美歌を歌ったり、聖書を読んだり、一緒に祈ったりするなどの活動が行なわれる。また、高齢者の状況に応じて、物質的または経済的なサポートも提供している。そして、毎月の聖餐式の日には、すでにクリスチャンとなった高齢者に聖餐を届ける特別な日もあり、彼らが病気や終末期になっ

た場合や死亡した場合、キリスト教式のサポートも積極的に提供する。この活動を施設側や高齢者及びその家族は常に快く受け入れており、福音伝道などの宗教的な活動に特に懸念はない。Sさん自身も高齢者になっているが、このような福祉活動に参加することに高い情熱を抱いており、他の分野にも参入して活動を継続したいと考えている。

・事例2(白血病患児支援事業):J夫婦は、家庭教会系のある全国的チームに所属しており、このチームは中国の主な都市の大病院周辺に、白血病患児家庭を支援する入所施設である「X施設」を設立することに力を注いでいる。X施設は、大都市の病院で治療を受けている白血病患児とその家族を支援し、簡単な日常生活の場を提供し、同時に病院の病床数を削減することを主な目的としている。また、彼らに積極的な心理的な支援も提供し、必要に応じて福音伝道をすることもある。チームの派遣によって、J夫婦は2018年に西南部のG市に移住し、地元のある大病院の近くに最初のX施設を設立した。その後、他病院の近くに第2のX施設を設立した。これらのX施設は、地元のあるNGO組織に属しており、公認の公益団体であるが、キリスト教の属性は隠され、外部から見ると通常の公益団体のように見える。X施設の家賃、水道光熱費などのすべての費用は、中国全国各地の人からの寄付に頼っている。2つのX施設は賃貸マンションを借りており、最大で10家族を受け入れることができる。患児が入院している間、片方の親は病院で一緒に過ごし、もう一方は施設で休息し、食事を準備するシフト制になる。設立からわずか数年の間に約160以上の患児家庭に奉仕した。これらの家庭は主に貧困層のため、X施設は少額の利用料のみを徴収しており、1日あたり10元(約200円)である。これまで素晴らしい成果を上げたが、X施設も同時に人手不足や資金不足などの問題に直面している。

## 5. 考察

法的地位の欠如と限られた資源のため、家庭教会が発起した福祉活動のほとんどは、信徒とその家族に提供され、外部社会に向けた福祉活動は、信徒主導で教会が補助するという形態が取られている。信徒の有する社会資源と意向はそれぞれ異なるため、これらの福祉活動のほとんどは、事例1のような形式であり、教会内の信徒間の支援から少しずつ対象を拡大する形で、主に精神的及び信仰的な慰めを提供し、ある程度の物質的や経済的支援を行っているが、専門的なサービスはほとんど行われていない。そのプロセスは通常、多くのキリスト教の属性を伴い、強い宗教性を持っている。一方、事例2のような専門的なサービスを提供し、宗教的な属性を薄めようとする福祉活動も近年は出現し始めているが、複雑な外部環境や様々な課題や困難のため、未だ初期段階にあるといえる。

〈参考文献〉羅傑夫(2024)「中国における非公認教会である「家庭教会」とその福祉事業に関する研究」『キリスト教社会福祉学研究』第56号,72-87、徐瓊(2016)「中国のキリスト教団体及び活動の特徴について -上海朝鮮族の『家庭教会』を事例に-」『評論・社会科学』118,47-69、徐頌贊(2018)「中国の家庭教会におけるコミュニティのアイデンティティと知識人の象徴的構築:成都の事例研究」『台湾宗教研究』17(1),195-215.